

平成 28 年度 第 3 回とよた森づくり委員会

会議録

日 時：平成 29 年 3 月 2 日（水）13:30～17:00

場 所：豊田市役所東庁舎 7 階 東大会議室 2

出席者：別紙参照

資 料：別紙参照

※以下、敬称略

1. 開会

※事務局より開会の挨拶。

●森林課 課長 古澤

- ・ 本日は足元の悪い中、お集まりいただき感謝申し上げます。1 月に開催した第 2 回の森づくり委員会の結果を踏まえ、引き続きリニューアル方針の策定に向けて検討をしていきたい。本日のスケジュールはお手元の資料のとおりとなっているので、よろしくお願ひしたい。

※議事に先立ち、事務局より資料確認を実施

2. 会長挨拶

※とよた森づくり委員会会長より挨拶。

●とよた森づくり委員会 会長 岡本

- ・ だいぶ暖かくなってきたが、今日は雨となっている。本日はよろしくお願ひしたい。

3. 産業部長挨拶

※産業部長より挨拶。

●産業部 部長 原田

- ・ 今日とは本年度最後の委員会である。本年度で骨格を固めて、来年度に引き継いでいきたい。また、本日配布した資料は国土交通省の国土政策局のシンポジウムの案内である。国土管理や地域の活用に関立つ事例の紹介を予定している。豊田市からも森林課の鈴木が発表予定である。

※これより進行を岡本会長に交代

4. 議事

(1) 東京都水道局「水道水源林」について

※蔵治委員より資料 1 について解説。

<質疑応答>

●岡本会長

- ・ 「水道水源林」について名前は聞いたことがあるが、詳細について知る機会がなかったのが良い機会になった。質問があればどうぞ。

●山本委員

- ・ 水道水源林として税制的な措置は取られているのか。

●蔵治委員

- ・ まず、水道水源林の全体のうちほとんどは土地も含めて東京都が所有しており、その土地を都が管理している。全体のうち、341ha は一般の山主の所有地であるが都が山主と借地契約を結んでいる。おそらく有償借地として借地料を払っていると思われ、おそらく固定資産税相当額程度の金額の契約になっており、所有者にとってもメリットがある形になっていると思われる。先日、山本委員らと視察した神奈川県の水道水源林においても、県の森林環境税を原資として、地権者に固定資産税相当額を支払う形で契約していると聞いた。なお、上記以外の一般的な林業に対する補助金などは、ほかの森林と同様と思われる。さらに、都の水道水源林の大部分が保安林に指定されていると思われるが、資料に正確な数値は記載されていない。

●永井委員

- ・ 森林整備の主な目的が、豊田市は洪水防止、東京都は水道水確保になっているが、東京では水害のリスクはないのか。

●蔵治委員

- ・ 水道水源林を源流とし、東京都の水道水の一部を賄っている多摩川では、今から約 40 年前に多摩川大水害という非常に悲惨で衝撃的な水害が発生した。後日、水害が生じた責任の所在について最高裁まで争われ、最終的に国が敗訴した事例としても有名である。ただし多摩川上流の小河内ダムは矢作ダムと異なり、洪水を制御する機能を持っていない、水道専用のダムである。洪水をコントロールできるダムを建設する適地は見つからなかった。
- ・ 多摩川上流の水源地（明治時代は草地）の管理は、明治時代、東京に近代水道が引かれた後に東京でコレラが流行したことによる、都民の水道水源に対する関心の高まりが発端となっている。当時は洪水よりもむしろ水道水の水質や水量、特に水道水の質が議論となった。
- ・ 元来、水道は公衆衛生を目的として整備しているもので、公衆衛生上問題がある場合には、まず水源地の所有権を確保した上で、はげ山状態ではなく、きちんとした水質浄化機能を持った森林を造成していくことが構想された。
- ・ 多摩川水害発生後も、前述の通り、水源地を水道水源林として管理してきた経緯から、その仕組みを変えずに、現在に至っている。

●岡本会長

- ・ 矢作川水源基金を創設する際に、森林の固定資産税を負担することを提案したことがあったが、先程紹介いただいた東京都の事例はそれと似ていると感じた。

(2) 森づくり構想等リニューアル方針に関する検討

① 重点事項⑤について

※事務局より資料 2、3-1、3-2 について説明。

<質疑応答>

●山本委員

- ・ 従来の森づくり構想の森林区分を変更するということか。

●森林課 鈴木

- ・ 大きく変えるわけではない。

●山本委員

- ・ 森林所有者の意思は森林区分に考慮されるのか。

●森林課 鈴木

- ・ 行政側から所有者に対して基本的な提案をし、最終的な判断は所有者の意思に任せるといった手順を考えている。具体的には、資料に示した4つの区分を提示し、所有者に選択してもらうことを想定している。団地化の取り組みの際に、所有者と協議のうえ決定する想定である。

●山本委員

- ・ 新しい区分は、森林所有者の意思も加味するのか。

●森林課 鈴木

- ・ 現場調査結果を踏まえたうえで、所有者にゾーニング図をもとに提案することを想定しているが、最終的な判断は森林所有者にゆだねる。

●蔵治委員

- ・ 従来の森づくり構想の比較という観点で似たような質問をする。人工林の旧区分ABCの「林業的な適不適」については「適地」あるいは「現状不適地（将来適地）」となっている。したがって、旧区分ABCは新区分Aに対応しているという理解でよいか。
- ・ ここで新区分Bについて、林業不適地の人工林は所有者意思に関係なく新区分Bとする、と読み取れる。一方、旧区分Dでは、所有者意思について触れておらず、かつそれを前面に打ち出さない構想になっていたと振り返られる。
- ・ 今回の提案によれば、旧区分Dを新区分Bとして地図上に明示し、そのエリアは所有者意思に関係なく針広混交林が望ましいと規定する、と解釈される。
- ・ 旧区分Dでは「将来の森林像」として人工林と天然林の枝分かれがあり、人工林として維持できる選択肢がある。今回の提案では、この点を無視して、新区分Aは従来通り所有者の意思によって分類される2種の人工林であり、新区分Bは所有者意思を確認する余地もなく針広混交林にすると理解したが、そうした解釈で間違いはないか。
- ・ 本日の説明では、最終段階で所有者と調整するプロセスがあるという説明があった。そのプロセスの存在がかえって新区分Bを曖昧にするでは。旧区分Dについても同じことだったが、所有者意思を考慮したために針広混交林の誘導が進まなかった。今回、新区分Bについても最終的に所有者意思も確認するのであれば、旧区分Dと同様の結果になるのではないか。その点を論点と考えるがいかがか。

●森林課 鈴木

- ・ 区分に対する理解はその通りである。これまでと異なるのはゾーニングの具体的な基準を設定した上で、行政・森林組合側が提案する点である。私的所有権の関係で、最終的には所有者の判断となるが、こちら側が具体的に提案をして話し合う点が新しい部分だ。

●永井委員

- ・ 配布資料にあるゾーニング図の中で、急傾斜ゾーンや0次谷が「人工林維持ゾーン」になっている部分があるがどういった理由からか。

●森林課 鈴木

- ・ 地形のみで単純に区分するのではなく、所有者単位である一筆で扱う必要があるためである。今回の提案では、一筆のうち、尾根部や急傾斜地が半分以上占める場合は「針広混交

林化ゾーン」としている。現場調査を通して修正しつつ、精度を高めていく方針である。

●片桐委員

- ・ 一定の場所を目標とする状態に誘導することがゾーニングの目的であり今回の提案は地形の状況を根拠としたゾーニングであること、またその必要性については一定理解できる。ただし、所有者の立場からすると、地形ではなく所有者に林業を続けていく意思が森林の将来を左右するところが大きい。例えば、地形がよくても「人工林維持ゾーン」にならない可能性もあり、地形が悪くても所有者に林業経営の意思があれば「人工林維持ゾーン」になる可能性もあるのでは。これでは、将来的には市のゾーニングに従う森林と従わない森林の「まだら模様」になり、今回提案のゾーニングの運用は厳しい印象を持った。

●森林課 鈴木

- ・ 針広混交林化については、所有者とのコミュニケーションをしっかりと図って、同意を得ていくことが重要だ。最終的には所有者が決めることなので、ある程度「まだら模様」になるのは仕方ない。できるところから一歩ずつやっていきたい。
- ・ 針広混交林化の技術面の議論もポイントだ。通常の人工林の施業と針広混交林化の施業は異なる。例えば、専門家のアドバイスによれば、人工林に広葉樹を侵入させるためには、高木性の幼木を中心にしてその周囲の木を伐採する必要があるということだ。また、鈴木（政）委員からも前回指摘があったとおり、通常の4割間伐でも広葉樹にとって光量が不足することもわかってきた。今後、技術面を固めることと併せて、今回のように森林区分を見直し、さらに補助金制度の整理等も通じて市として方向性を示したいと考えている。

●山本委員

- ・ 筆毎に施業を変えることになるのか。

●森林課 鈴木

- ・ 手間との相関であると考えている。原則、筆単位でゾーニングを判断するとはいえ、豊田市内は小さい筆が多いことから、隣り合う筆でゾーニングが異なり、さらに異なる施業を行うのは効率が悪い。作業量の目安を踏まえて、一定の基準でひとまとまりにゾーニングする必要があると考えている。

●森林課 深見

- ・ ゾーニング調査は、他の事業や補助金などを活用して行う。基本的には、個人の所有単位での測量を行うので、さらにゾーニングの線などを入れるとなると現場の測量の手間が非常にかかる。このため所有者単位でゾーニングを整理することが合理的と考えられる。

●岡本会長

- ・ 今回のゾーニングは補助金などの各種政策と連動する予定なのか。

●蔵治委員

- ・ つまり、区分に応じた補助率の大きさなどがまさにインセンティブになりうると思うがいかがか。

●森林課 鈴木

- ・ 従来構想のD区分については、100%という高率補助のインセンティブを設けていたが、平成21年の県の森林環境税の導入により森づくり構想の区分に関係なく森林整備が補助されるようになったため、このインセンティブは当初想定よりも作用しなかった。また現在、国・県・市でそれぞれ補助があるので、足並みをそろえることは非常に難しい。

●野口オブザーバー

- ・ 県（国）の造林補助制度として、ゾーニングによる補助率の変更は現行制度では対応が難しいと考えられる。

●岡本会長

- ・ 具体的にゾーニングの線を引くことが良いことなのか。

●森林課 北岡

- ・ 最初の森づくり構想を策定した際に、物理的・地質的に林業が施業できない区画を決めるという意図で三重県の事例を参考として導入しようとした。ところが、三重県では県の計画として図面を作成していたが、実際には所有者はそれを無視しており、県の計画通りに施業されていなかった。豊田市ではこうした事態を避ける観点から、所有者の意思を尊重する森林区分とした。構想策定後 10 年経過する中で、従来構想の D 区分を推進するためには所有者に理解・納得してもらう必要があるという認識に至った。今回、現地調査を行い、団地ごとに提案していくというスタイルを事務局として提案している。基本的な考え方は従来の構想と大きく変わってはいないが、森づくり構想の目標を達成するために今回の改正案を提示している。

●國友委員

- ・ 今回提案のゾーニングやその手順は、針広混交林化を図るための所有者への説明ツールを作るという理解で良いのか。

●森林課 北岡

- ・ その通りであるが、所有者のインセンティブがないことは課題である。従来構想の D 区分を進めるために、間伐実施に対する伐採補償を行う案もあった。結局は実現できなかったが、今回も強力なインセンティブは必要ではないかと考えている。

●蔵治委員

- ・ 冒頭の東京都の水道水源林でご紹介したとおり、他の地域では、土地契約等によるインセンティブを設けている。本日この話題で詳細な議論を行うことはともかくとして、所有者の立場からすれば、人工林維持は収入に繋がる一方、（実際ではそうではない面があるにも関わらず）針広混交林化は収入に繋がらない、というイメージが強く、そのため針広混交林化を選択する所有者は非常に少数となる。つまり、針広混交林化による（金銭的）メリットを打ち出さないと、科学的な知見に基づいたゾーニングを導入しても実効性は担保できない。そのメリットを提示できるツールが今後の議論のポイントと考える。
- ・ 聞くところによれば、平成 30 年度からは国レベルでの森林環境税が導入され、市町村に予算が配布されるという話もある。一応、国としては市町村にさらにイニシアチブを持ってほしいと思っていることも背景にあるかもしれない。従来のように国や県に左右される状況は変化するかもしれないが、その点はどのように検討しているか。

●森林課 深見

- ・ 国の森林環境税については、現在情報も限られていて、詳細は来年度中に固まると聞いている。国も意見を求めてきている。

●森林課 鈴木

- ・ 金銭的なメリットの一案として、所有者側に針広混交林は将来メンテナンスフリーに向かい、負担が少ないという見せ方ならありうる。また、片桐委員からいただいた、所有者意思によってまだら模様になるという指摘については、小規模な森林所有者の多い豊田市では致し方ない面もある。まだらになっても、面的にカバーすることで保全を担保していく

ことが提案の趣旨である。

●岡本会長

- ・ この線引きは市が実施するのか。

●森林課 鈴木

- ・ 現在は、森づくり会議にて、森林組合と市がバックアップし、所有者との3者連携を取っている。その際にゾーニングについて話し合っていきたい。

●森林課 深見

- ・ 現行の森づくり団地の施業計画では、本日の資料にあるようなゾーニングは行っていない。今後、森林組合のプランナーや市と連携して進めていく方針である。

●蔵治委員

- ・ 今はどちらかという、林道からの距離等がファクターとなっているのか。

●森林課 深見

- ・ その通りであり、搬出が容易な場合は利用間伐、困難な場合は切置き間伐という分け方をしているが、そこに針広混交林への誘導をする視点がないため、これまでD区分が現れなかったと分析している。

●青山オブザーバー

- ・ 今回のルール設定により、森林所有者に対して針広混交林化を提案する際に、今後は距離や傾斜などの根拠に基づいて提案ができるため、理解を得られる可能性が従来よりも高くなると考えられる。

●鈴木（政）委員

- ・ 今回の提案は、以前議論されていた機能区分図と同じか。しかし、針広混交林として成功した事例を示さないと所有者への説得力に欠けるのではないか。保安林は税金などの面で優遇されており、インセンティブを設計する際は保安林との差別化が必要かもしれない。ただし針広混交林化を目的に新たな制度を整備すると、保安林の補助などと重なってしまい、所有者側が混乱する可能性もある。

●森林課 鈴木

- ・ いずれにしても、所有者とのコミュニケーションが重要だと感じている。市でも広葉樹の導入を図っている事例もあるので参考にしたい。

●森林課 北岡

- ・ 圧倒的に広葉樹が多い事例としては神社の鎮守の森が一つの見本になる。しかし、それも各樹種が同時期に植林された結果なので、針葉樹林からの転換とは条件が異なる。

< 休憩 8分 >

② 重点事項④について

※事務局より資料 4-1、4-2 について説明。

< 質疑応答 >

●山本委員

- ・ 900 本/ha 等に設定した理由や森林課で議論されて決定した経緯について教えてほしい。

●森林課 深見

- ・ 委員が要求されるような明確な設定根拠はない。

●山本委員

- ・ 本日配布したスギとヒノキの密度管理図を参考にしてはどうか。例えば 50 年生で地位が中水準であれば上層樹高が 22m 程度になり、密度管理図によれば 750 本/ha という数値が得られる。この値は指標でしかないが、実際の豊田市内の森林の調査データも踏まえながら、区分の設定根拠を提示するとより納得ができるのでは。年間 1,200ha の間伐は重要な取り組みであり、それらを進める上でその設定根拠もより明確にする必要があるのではないか。

●森林課 深見

- ・ 根拠については密度管理図も含めて検討も行っている。ただし、密度管理図は林業的要素が強い印象を持っている。また、間伐モニタリング調査における過去 10 年のデータで下層植生の傾向なども見つつ、課内でこの数値を検討したところだ。

●森林課 鈴木

- ・ これまでの経過の観察から、1,000 本/ha と 1,500 本/ha は比較的良い設定だと考えられる。本数と下層植生のカバー率の関係が重要である。

●鈴木（禎）委員

- ・ 新設される製材工場へ原木供給する必要性から、切置きではなく搬出する必要がある。この点はどのように考慮しているのか。

●森林課 深見

- ・ 年度別間伐面積 1,200ha のうち 1,000ha は切置き間伐、200ha は利用間伐で想定している。200ha からは 20,000 m³弱の出材が見込めるので、それを製材工場へ供給する想定である。ただし、20,000 m³では製材工場の製材需要を満たせない。他の伐採の生産量を含めて生産計画を検討する予定である。

●鈴木（禎）委員

- ・ 製材工場ではこういった種類の製品を生産するのかという問題もある。製品によってはロスも発生し、原木を 100%活用することはできない。20,000 m³より多くの材が必要になると考えられるが。

●森林課 深見

- ・ 指摘の通り、利用間伐だけで A 材全量をまかなうためには伐採量を増やす必要がある。ただし、国の政策の影響も受けやすい側面もあり、今回設定予定の「利用間伐 200ha」も高望みかもしれない。

●板谷委員

- ・ 年度別間伐面積を 1,200ha まで増加させるためには、森林組合の人員を増やしていく必要があると考えられるが、人員を増員することは困難なのか。

●森林課 深見

- ・ 増員というよりも体制を変えて整理していくことになると考えられるが、あくまでも検討主体は森林組合である。必要であれば市から支援をする形になると考えている。人数を大規模に増員するのではなくより精鋭化していくものと考えている。

●林オプザーバー

- ・ 生産性を 60 本/人日で進めていく必要があるという話があったが、森林の林齢も進み大径木化していることや、より強度の間伐を実施するとなった場合、作業員の負担は大きく、それに見合った給与を支払う必要がある。作業員が安心して継続してもらうには所得

の安定化が必要である。作業内容でコストも変わってくるため、そこも含めて試算をしてもらうことで、より現実的な数字を出すことができると思われる。

●**國友委員**

- ・ 平成 27 年度の年度別間伐面積が 913ha で、それを 1,200ha にするということは人工数が変わってくる。また大径木化により、伐出作業時の危険性も上がる。効率を求めると安全がおろそかになる事態は避けるべきで、1,200ha は挑戦的な取り組みだと感じる。

●**林オプザーバー**

- ・ 安全性の確保は施業条件の設定が課題になると思う。単純な本数だけではなく、伐採する地形などの細かな仕様や検査方法を検討することで、間伐面積を増やしていくことは可能だと考えられる。

●**森林課 深見**

- ・ 913ha は市全体の数字のため、対象事業地に限定すると 700ha 程度である。したがって、1,200ha という数字は厳しいかもしれないが、仮に 1,200ha を下げるとなると、望ましい目標設定について更なる議論が必要だ。

●**國友委員**

- ・ 目標を下げられるとしたらどの値まで下げられるのか。根拠や理屈についても将来的に考えていく必要がある。

●**森林課 深見**

- ・ 今回は、立木本数の幅を持たして提案しており、委員からご意見いただきたいところだ。提案内容は 20,000 m³弱の生産だが、さらに増やすべきというご意見をいただければ、30,000 m³にすることも可能かも知れない。あくまでも今の条件では 1,200ha だが、それは森林組合の対処能力などを加味したうえでの想定なので、元の数字が変わると面積も変えていく必要があるので柔軟に対応したい。

●**蔵治委員**

- ・ 科学的な観点から今後 20 年後にあるべき森林像について意見したい。現構想の 5 ページに記載されている豊田市の森林資源を見ると、豊田市の人工林は 10 年前の時点で 41~50 年生が多く、このため現在は 51~60 年生、20 年後には 71~80 年生が多い資源構成となる。この 71~80 年生の望ましい本数密度としては 800~1,000 本/ha という数字を思い浮かぶところであり、今回設定の 900 本/ha という数字は妥当ではないかと考える。この図表に林齢というファクターを含めることは難しいが、理想論としてそれほど無理のある数字とは思われない。
- ・ これと異なる観点から質問がある。西垣林業の要求する原木の需要量に対して、供給できるかと、いう意見があったが、資料の A 区分（現状ですでに 900 本/ha 未満の森林）は、「必要な施策は木材生産の視点から行う」と記述されているので、この区分の森林からは間伐・皆伐に関係なく木材が搬出される。ただし、この生産分の面積は先の利用間伐の予定面積 200ha にカウントされていない。この A 区分からも一定の木材が供給されることが前提だと考えるが、どのように扱うのか。また A 区分の林分についても、小面積皆伐後は再造林せずに広葉樹林へ誘導するという流れもありうると考えるが、どのように扱うのか。

●**森林課 深見**

- ・ 皆伐についても資料で一部触れているが、対外的にも理解しやすい表にする観点から、再

造林を放棄して広葉樹林に誘導する動きは入れていないという事情がある。また、200ha 利用間伐の話に加えていないのは正確な数字を把握することが困難であるという事情もある。生産量が増える分にはプラスに働くので、危惧する必要はないという判断をしている。

●澤田委員

- ・ 1,200ha の間伐の是非はともかくとして、現場作業員が安心して作業をできるようにするためには、財源が必要である。財源の不足分については、どの財源から補てんするのかを決めなければ、間伐も進まないと感じた。

●森林課 深見

- ・ 2,500 万円/年の不足分は森づくり基金で対応できる数字と見ており、今後 10 年間はそれで対応できる可能性がある。ただし、様々な機関と協議のうえ、可能な限り一般財源や基金を使わずに、各種補助金を活用して、相当な意思をもって対処していく必要がある。また、平成 28 年度当初予算 9,500 万円の規模が今後も保証されるわけではないことにも留意いただきたい。

●森林課 北岡

- ・ 今回の提案では、20 年後の人工林の目標として現状よりもある程度高い数値を設定している。今回設定した 1,200ha という数字は市民の方々の応援やバックアップがあることで初めて達成しうる数字だと考えている。

●片桐委員

- ・ 林齢から考えると、B 区分の中にも皆伐をしていかななくてはならない林分もあることになり、A 区分においても皆伐をする方が出てくると考えられる。それらを含めた議論も必要ではないか。

●森林課 深見

- ・ 森づくり構想の中では、皆伐し、天然更新し天然林化することも否定はしていない。また、皆伐後の再生林についても否定も推奨も明確にしていない。過密林分をもつ不健全な山を健全化していくという視点に立った時に、間伐は最もローコストな手法であると考えている。

●片桐委員

- ・ 放置された人工林が市民の安全・安心にマイナスの影響を及ぼす恐れがあるので、それを一掃するということが最重要課題とした上で、今回の提案は、それを分かりやすく示すような図であり、数字であるということか。

●森林課 深見

- ・ 1,200ha を間伐していく中で、皆伐が担う面積は 10%にも満たず、1%くらいのレベルになると考えている。そうした現状では皆伐を進める考えはない。

●片桐委員

- ・ 切置き間伐に林齢 50 年生などの木が含まれているが、以前なら搬出していた材を、現在は切り捨てるという点に若干抵抗を感じる。

●森林課 深見

- ・ 伐置き間伐が 1,000ha、利用間伐が 200ha と設定しているが、この 1,000ha の中で木材生産すること自体は否定していない。現状の収支を見ていくと間伐中心にならざるを得ないと考えている。

●山本委員

- ・ 林業的には 1,500 本/ha というのはかなり厳しい状況である。先ほど出した指標はあくまでも林業的な指標で、伐採搬出できる状態にするための数値である。林業的には 900 本/ha というのは間伐がかなり遅い状態であり、50 年生ではヒノキにおいても 900 本/ha ではなく 750 本/ha あるいは 700 本/ha などで間伐するのが妥当である。一方で、環境的には別の指標が重要となるが、林業的でない指標で森の健康診断を行ってきたところ、結局林齢ではなく単位面積あたりの本数が大きな影響があるという共通の認識になっている。しかし、当時は具体的な本数はいくら論議しても出なかった。根拠をはっきりさせなければ予算の話もできない。

●蔵治委員

- ・ その根拠については、現在 70~80 年という林齢で様々な本数密度の森があれば、そこで下層植生を含めた調査を通じてデータが得ることは可能だ。ただし、大学演習林などでは林齢が把握できる森が存在しているが、豊田市内の一般的な私有林でできるかどうかはわからない。

●山本委員

- ・ 豊田市としては、安心・安全で、災害が起こらないという観点、かつ新しい視点として水源の観点を重視しているので、税金を使うという観点からしても、年間 1,200ha という一定の根拠があれば推進していくことができる。しかし、根拠が補強されないとお金も人も動かない。

●森林課 深見

- ・ 健全化に向けた指標として 900 本/ha が分かりやすいのか、針広混交林ということが分かりやすいのか。20 年間間伐を進める上でわかりやすい表現方法について、まだ答えが出ていない。森づくり構想の下 10 年間取り組んできたが、林業・森林の専門性の高い部分は市民にとってまだわかりにくいと感じている。もっとアピールしていくために、林業用語をわかりやすく説明するか、針広混交林という分かりやすい表現に落とし込むのかというところを検討している。

●森林課 鈴木

- ・ 平成 20 年から 9 年間かけて市内 75 か所程度にて針広混交林化に向けたモニタリング調査を実施しており、そのデータを整理する必要性を感じた。本数という重要なファクターと下層植生のカバー、被植率・種数を再整理することで一つの根拠になると考えられる。

③ 重点事項①~③について

※事務局より資料 5 について説明。

<質疑応答>

●岡本会長

- ・ 残り時間も限られており、本件は来年度に検討したい。来年までにご意見があればあらためてお願いしたい。

(3) 情報提供「製材工場開設に伴う森林所有者へのメリットについて」

※青山オブザーバーより資料 6 について説明。

< 質疑応答 >

●山本委員

- ・ 資料記載の協定価格について補足してもらいたい。

●青山オブザーバー

- ・ 現在のところ、今の市場販売価格に製材工場が上乗せ負担する予定である。今回示している協定価格は、その負担額を上乗せした価格であり、直接製材工場へ納めるという前提である。
- ・ また、製材工場が必要とする具体的な仕様（A材・B材、末口直径、長さ、樹種）は確定していない。今回は、中間流通経費を圧縮する形で、確実に見込める収入の増加を試算したものである。

●永井委員

- ・ 今回の説明でとても理解できた。所有者還元が増額されるが、それで留まってもいけないし、また保全すべき箇所が伐採されるようなことがあってもいけない。これにより生み出される収益を次の森づくりにつなげる方法を検討する必要がある。

●青山オブザーバー

- ・ 現状では補助金も減額されつつある。補助金を投入しても赤字になる事業地がある中で、中核製材工場が稼働し、直送により流通経費を削減できれば、条件の悪い施業地でも黒字化することも可能になる。
- ・ 先日、郡上森林組合に行き、新設された長良川木協の状況を視察した。納入できる材の仕様が確定しており、仕様を満たさない材を再度トラックに積み直し赤字なるという例であった。今回の試算は、その工場に納めることのできる材を山土場で粗仕分けをするという前提ではあり、生産側の努力は必要である。

●山本委員

- ・ 所有者の負担分や買い手の負担分というのは、今のところ森林組合の粗収入になると思うが、山土場から西垣林業に直接搬送したときに、森林組合にはどのようなメリットがあるかイメージしにくい。

●青山オブザーバー

- ・ 「働かざる者食うべからず」で、その分は所有者に還元される。仕分け賃や積み込み賃は当然発生せず、山から原木センターへのトラック運送もなければその費用分はそのまま所有者に還元される。

●山本委員

- ・ 今は土場整理料や運搬費などは所有者自分の労働力で賄えばよいだろうが、森林組合に依頼した場合はその分を森林組合に支払っていた。搬出手段も持たない森林所有者の場合は、その経費は、直送システムの導入にかかわらず、別途発生するということがよいか。

●青山オブザーバー

- ・ 今回報告した話は山土場に材を集積して以降の試算のため、伐倒から搬出までの経費は全く含んでいない。これらは別途発生する。

●鈴木（政）委員

- ・ 森林所有者が製材工場に原木を直販した場合に、ロイヤリティに相当する4%を森林組合が手数料として徴収する。問題は、伐出費が採算ベースの最低ラインになっており、ほと

んどの山では収支が拮抗してしまい、森林所有者に収入が入らなくなることが考えられる。

●林オブザーバー

- ・ 直送システムによれば流通経費が圧縮できるという点がポイントだ。

●鈴木（政）委員

- ・ バイオマスで発電した電気で製材工場を稼働するとおおよかった。山からの玉石混交な木材を製材工場で一斉に消費できる。

●産業部 原田

- ・ 西垣林業は原木の全量買い取りを予定している。製材品に向く原木は製材用に仕向けられ、不向きものはチップ等にして、木質バイオマス発電所や製紙工場に仕向けることも考えているようだ。受入の窓口は大きい。選木機を導入するのもそのためである。

●鈴木（政）委員

- ・ 製材工場にとって必要な材と不必要な材とを山の狭い土場で分けるのは不可能に近いので、全量買い取りの体制は良いと考えられる。

5. その他

※事務局より下記の連絡事項。

- ・ 「豊田市地域材利用拡大プロジェクト」の事業報告会を開催予定である。
- ・ 平成 29 年度の第 1 回委員会は 5 月頃を予定しており、日程調整については改めて事務局より連絡をする。
- ・ 来年度は、市有林を事例として国際森林認証の導入および検証を実施予定である。

6. 産業部長挨拶

※産業部長より挨拶。

●産業部 部長 原田

- ・ 私は今月末で定年退職予定である。一部空白期間もあるが、平成 17 年以来 12 年間にわたり、この森づくり構想に携わることができた。また森林・林業との関わりは平成 9 年の水道水源保全事業からであった。当時は間伐の意味すら知らなかったが、それ以来 20 年間にわたり関わることができ感無量である。水道水源保全事業や愛知万博での間伐材活用、合併時の森づくり構想、森林ボランティアによる森林健康診断、中核製材工場の立ち上げなど各種事業に携わることができた。
- ・ こうした取り組みの過程で、豊田市の取り組みは全国的にも注目を浴びるようになってきた。これらの実績を残せたことは誇りに思っている。また、後輩職員も育ってきており、心置きなくこの分野から離れることができるのではないかとも思っている。これは、ひとえに岡本会長をはじめとする皆さまのおかげである。来年度の森づくり構想が良いものになることに期待している。12 年間にわたりお世話になり感謝申し上げます。

以 上

**平成 28 年度 第 3 回とよた森づくり委員会
出席者一覧**

(※敬称略)

1. とよた森づくり委員

岡本 讓	元愛知県賀茂県有林事務所 所長	(会長)	
清水 元久	豊田森林組合 代表理事組合長	(副会長)	※欠席
蔵治光一郎	東京大学千葉演習林 林長補佐・准教授		
板谷 明美	三重大学大学院生物資源学研究科 准教授		
大江 忍	NPO 法人緑の列島ネットワーク		
澤田恵美子	元豊田市消費者グループ連絡会 会長		
鈴木 禎一	あさひ製材協同組合 代表理事		
山本 薫久	NPO 法人都市と農山村交流スローライフセンター 代表理事		
片桐 正博	元愛知県副知事・森づくり会議森林所有者		
鈴木 政雄	専業林家・森づくり会議森林所有者		
國友 淳子	トヨタ自動車社会貢献推進部		
永井 初美	公募委員・森林学校 OB		

2. オブザーバー

永谷 兼後	愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課長	
野口 博史	愛知県豊田加茂農林水産事務所 森林整備課長	
鈴木 辰吉	おいでん・さんそんセンター 所長	※欠席
林 富造	豊田森林組合 代表理事専務	
青山 正博	豊田森林組合 常務理事	

3. 事務局

原田 裕保	豊田市産業部長
古澤 彰朗	豊田市産業部森林課長
加納 良宣	豊田市産業部森林課 副課長
北岡 明彦	豊田市産業部森林課 副主幹 (林務・森づくり)
藤本 光義	豊田市産業部森林課 副主幹 (林道)
川合 晃司	豊田市産業部森林課 副主幹 (森づくり)
市川 靖浩	豊田市産業部森林課 担当長 (保全・計画)
深見隆之助	豊田市産業部森林課 担当長 (森づくり)
井崎 広児	豊田市産業部森林課 担当長 (林道)
鈴木 春彦	豊田市産業部森林課 保全・計画担当 主任主査
山田 洋平	豊田市産業部森林課 林道担当 主任主査
中島 諒大	豊田市産業部森林課 保全・計画担当 主査
大南 絢一	株式会社自然産業研究所 上級研究員
寺田 武徳	株式会社自然産業研究所 研究員

以 上

平成 28 年度 第 3 回とよた森づくり委員会 配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 配付資料一覧
- ・ 平成 28 年度とよた森づくり委員会 名簿
- ・ 資料 1 東京都水道局「水道水源林」（蔵治委員提供資料）
- ・ 資料 2 森づくり構想等リニューアルのポイント地域材の生産・流通・利用部会 取組報告
- ・ 資料 3-1 市内森林のゾーニング
- ・ 資料 3-2 人工林のゾーニング作業マップ
- ・ 資料 4-1 重点事項 4：森林の整備目標の数値等の検討（案）
- ・ 資料 4-2 航空写真分析結果マップ
- ・ 資料 5 リニューアルに向けた重点事項
- ・ 資料 6 製材工場開設に伴う森林所有者へのメリットについて
- ・ 追加資料 スギ・ヒノキ樹高成長曲線図
- ・ 追加資料 森づくり構想・森づくり基本計画 基礎数値シート
- ・ 追加資料 密度管理図（スギ・ヒノキ）

以 上